

日本学術会議会則 27 条第 2 項の改正後の規程に基づき委員会決定を行う場合、様式は以下のとおりです。(改正前の様式に下線部加筆)

(別紙 3)

平成 28 年 10 月 6 日

数理科学委員会決定

### 日本学術会議会則 27 条第 2 項に基づく委員会決定

日本学術会議会則 27 条第 2 項に基づき、第 23 期当委員会に設置される数学分科会の議決は、当委員会の議決とする。但し、数学分科会以外の分科会においてはこの限りでない。

(参考)

日本学術会議会則 (抄)

#### 第 27 条

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第 4 条の諮問に対する答申及び法第 5 条の勧告並びに第 2 条に規定する意志の表出 (提言及び報告を除く。) に関してはこの限りでない。